

生駒市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例施行規則の一部を改正
する規則

生駒市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例施行規則（平成4年3月生駒市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第8条各号を次のように改める。

- (1) 建築等後における延べ面積及び建築面積が条例施行時における敷地面積に対してそれぞれ条例施行時の建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条及び第53条の規定に適合するものであること。
- (2) ぱちんこ屋等にあつては、遊技に供する建築物の建築等後の床面積の合計（自動車又は自転車の駐車のための施設の用途に供する部分の床面積は、算入しない。）が条例施行時における当該床面積の合計の1.2倍を超えないものであること。
- (3) 建築等後の階数が条例施行時における階数以下であること。
- (4) 建築等後の主要構造部が条例施行時におけるものとおおむね同じものであること。

附 則

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

○お問い合わせ先 開発指導課開発指導係（内線573）